

平成 19 年度

事 業 概 要



さいたま市動物愛護ふれあいセンター

目 次

第1章 総説

1 : 組織・機構	1
(1) 沿革	1
(2) 施設概要	3
(3) 組織と職員構成及び業務内容	6
(4) 管轄区域	7
(5) 事業予算及び手数料	8

第2章 事業の概要

1 : 動物愛護啓発事業（動物愛護精神と適正飼養の普及啓発）	9
(1) ふれあい事業実施状況	9
・日常ふれあい	9
(2) 職場体験教室実施状況	12
・夏休み体験教室	12
・中学生職場体験教室	13
(3) 犬・ねこの譲渡事業実施状況	14
(4) 犬のしつけ方教室実施状況	15
(5) 動物ふれあいフェスティバル	16
2 : 犬、ねこ等に関する事業	18
(1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況	18
(2) 収容に係わる業務	18
(3) 動物の管理・処分業務	20
(4) 平成19年度の動物に関する相談	20
3 : 動物取扱業および特定動物に係わる事業	22
(1) 動物取扱業に関する業務	22
・登録状況	22
・動物取扱責任者研修会	23
(2) 特定動物の飼養・保管許可状況	24

第1章 総説

1：組織・機構

(1) 沿革

本市は平成15年4月1日から全国13番目の政令指定都市に移行し、都市機能の高度化を進め、人々が集い、出会い、安全に暮らせる、憩いと賑わいのある都市を創出し、活力ある自立都市づくりに取り組んでいます。また、現在約120万人の人口は今後も緩やかな増加が続くと同時に核家族化・少子高齢化は更に進むものと予想され、全ての市民が安心・安全に、そして生きがいのある健やかな暮らしを送れるよう保健・福祉・医療の生活基盤づくりを進めています。その一つとして、母子や老人保健事業の充実を図るとともに、一貫した健康管理体制を築き、生涯にわたる健康づくりを進めるため、地域保健の専門的・技術的な拠点として「さいたま市保健所」を平成14年4月に設置し、動物指導業務を行ってまいりました（埼玉県からの移譲事務）。

一方で、近年の都市化の整備や核家族化を背景として、動物に対する接し方や価値観が多様化しています。そのような中で、飼い犬の登録頭数は年々増加し、ペット動物は生活に潤いを与えるもののひとつとして重要な位置を占めています。また、一部の飼い主のモラルの低さに起因する問題や、動物への虐待、悪質な販売等、動物に関わる相談も増加し複雑化しています。

このような背景を踏まえ、本市における動物指導業務を行う独立した施設として、また、動物愛護思想の普及や動物とのふれあいに重点をおいた施設として、平成18年6月1日に「さいたま市動物愛護ふれあいセンター」を開設いたしました。

さいたま市動物愛護ふれあいセンターでは、「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づいた動物指導業務を実施する一方、動物愛護精神の高揚を図り、動物に対する正しい知識を普及させるための事業を進めるとともに、犬や猫などの家庭動物とのふれあい体験を通じて、幼い時期から命の尊さを知り、人や動物を思いやる気持ちを養うことで、人と人、人と動物とのより良い関係づくりを目指しています。

平成 13 年 5 月
さいたま市誕生
(旧浦和市・大宮市・与野市が合併)

平成 14 年 4 月
さいたま市保健所開設

平成 14 年度
整備基本構想策定

平成 15 年 4 月
政令指定都市移行

平成 15 年度
整備基本計画策定

平成 16 年度
整備促進協議会設置
建築基本設計・実施設計

平成 17 年 4 月
岩槻市と合併

平成 17~18 年度
建設工事・道路工事

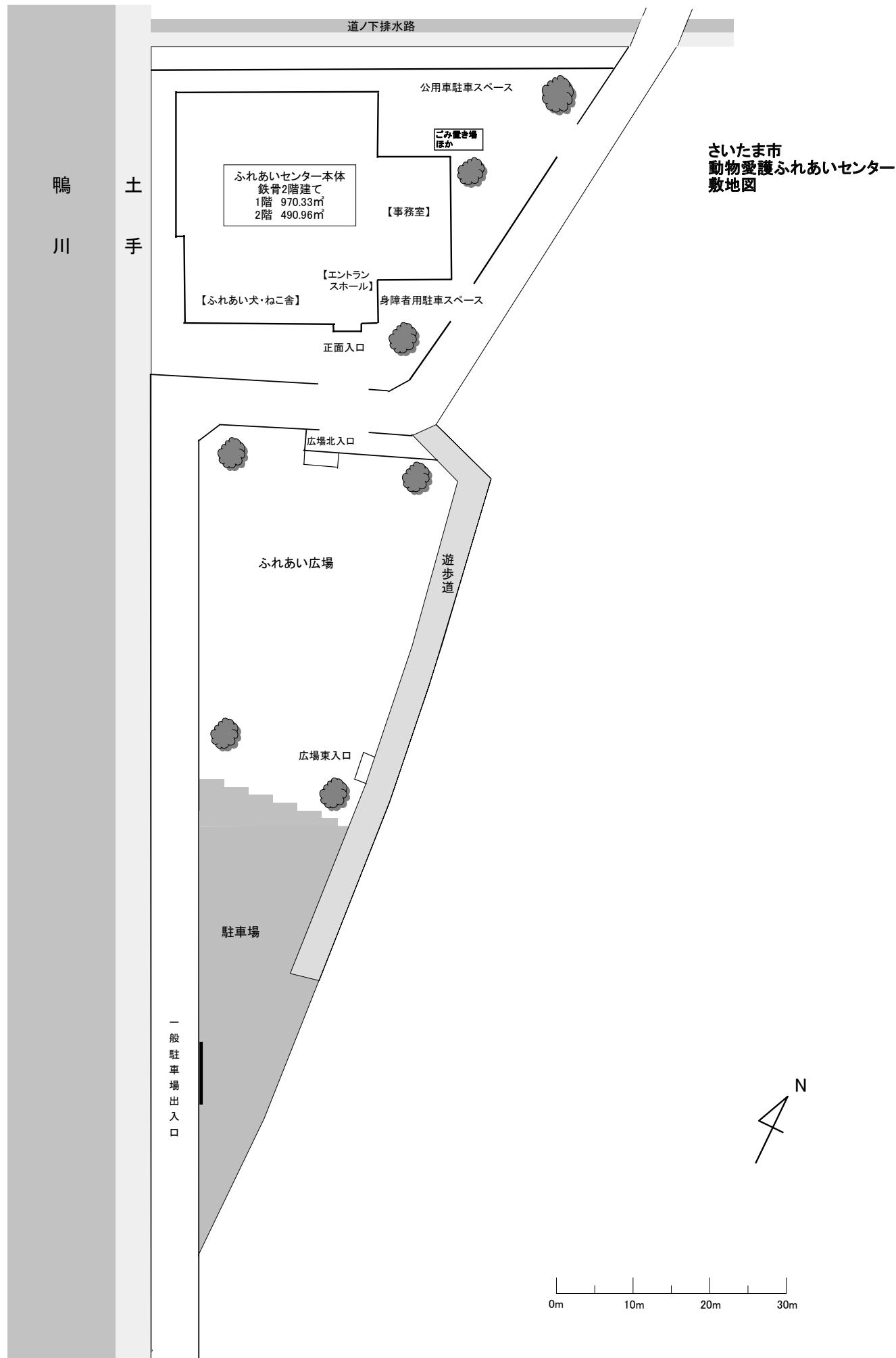
平成 18 年 6 月 1 日
動物愛護ふれあいセンター設置条例施行
開設

平成 18 年 11 月 1 日
さいたま市動物の愛護及び管理に関する
条例施行

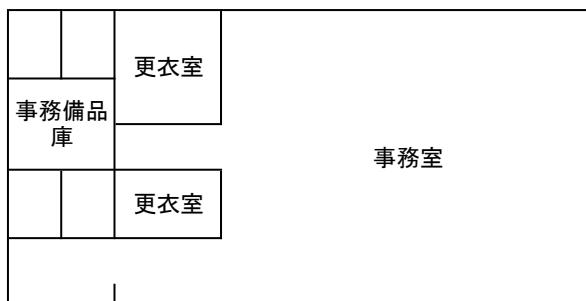
(2) 施設概要



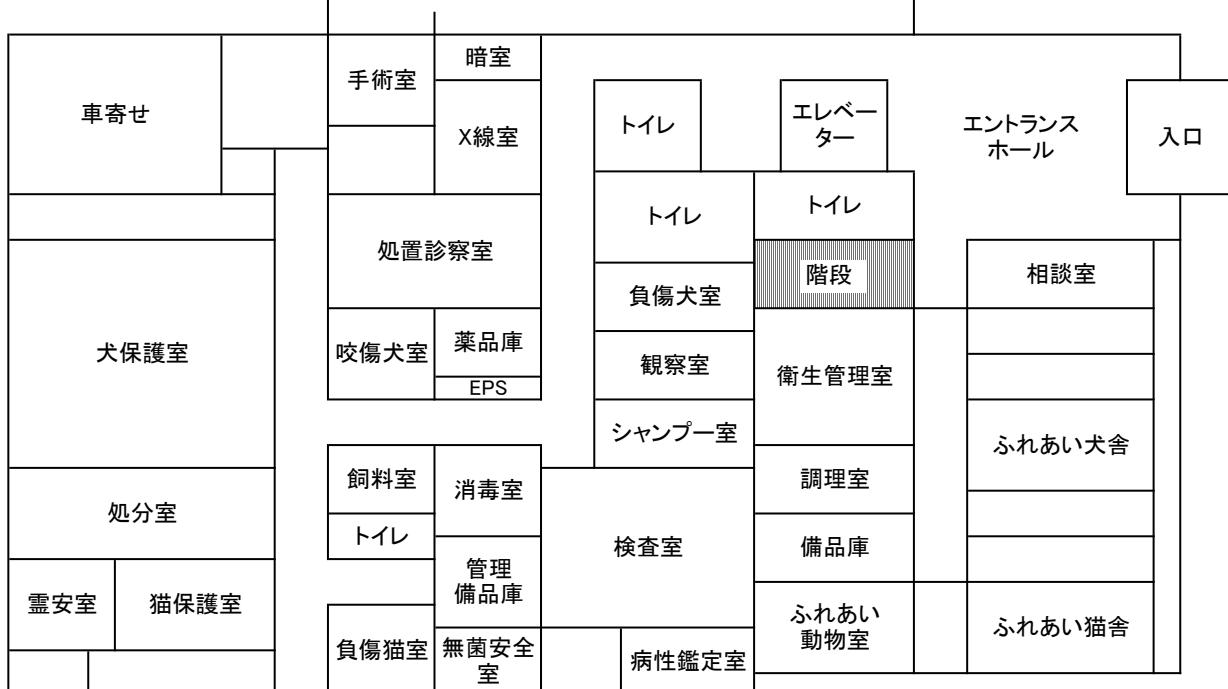
所在地	さいたま市桜区大字神田 950 番地 1
敷地面積	4,189.91 m ²
施設規模	鉄骨造 2 階建て 延べ床面積 1,461.29 m ² (1 階 970.33 m ² 、2 階 490.96 m ²)
付属施設	ふれあい広場 (1,281.98 m ²) 駐車場 (26 台) 駐輪場 (20 台)
施設内の主な部屋	(1 階) ふれあい犬舎、ふれあい猫舎、犬保護室、猫保護室、 処置診察室、検査室、事務室 (2 階) レクチャールーム、展示ホール、講習会室



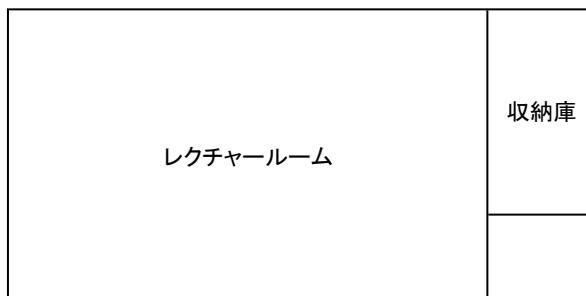
N
↗



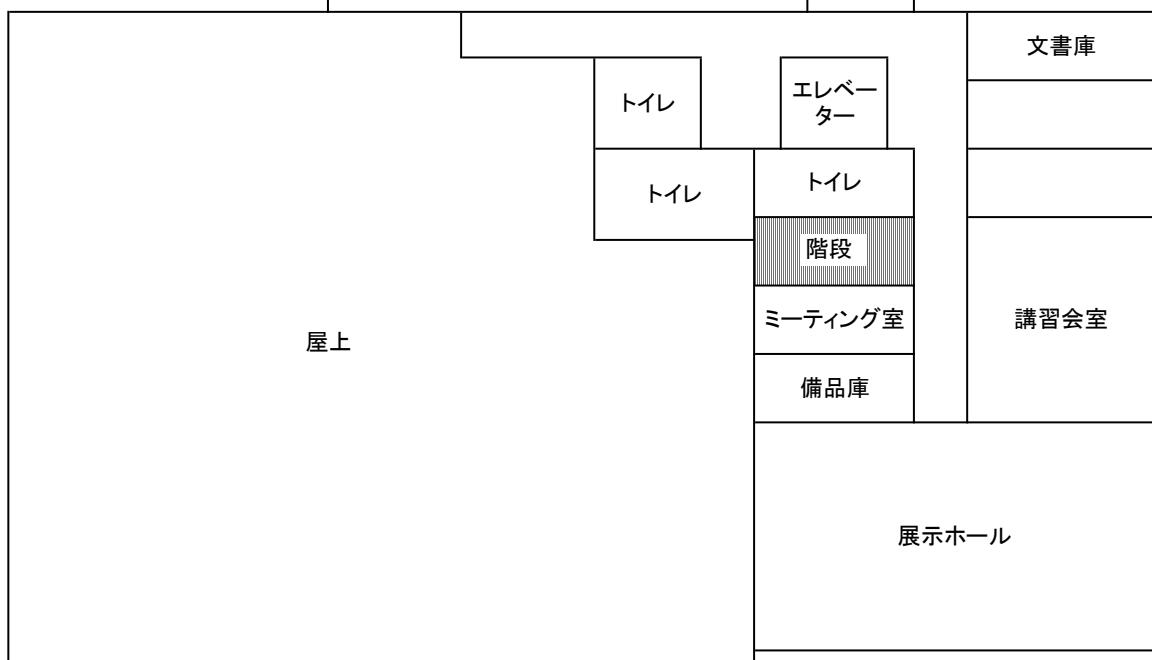
さいたま市
動物愛護ふれあいセンター
平面図



↑ 1階



↓ 2階



(3) 組織と職員構成及び業務内容



所長（獣医師）
|
| 管理係（事務職員2名）
|
| 愛護指導係（獣医師6名・技能職員7名）



- ・動物の愛護思想及び適正な飼養に関する知識の普及及び啓発
- ・動物取扱業の規制
- ・特定動物の飼養又は保管の許可
- ・犬及びねこの引取り及び収容
- ・犬の登録及び狂犬病予防注射
- ・狂犬病の鑑定及びこれに伴う犬の収容
- ・動物に係る人と動物の共通感染症の調査研究
- ・センターに収容した犬・ねこ等の動物の管理、公示及び処分
- ・動物の飼養又は収容の届出及び許可

(4) 管轄区域

◎ 動物愛護ふれあいセンター



さいたま市は埼玉県の南東部、関東平野のほぼ中央部に位置し、都心から 20~40 km 圏域にあります。市内主要駅周辺では、商業機能、行政機能、文化機能などが集積しており、地域の個性を生かしたより高度な都市機能の整備が進められています。一方、市西部を流れる荒川に沿った河川敷や、東部に広がる見沼田んぼなど、首都圏域でも有数の緑地帯を有しています。東西・南北ともに約 20 km の広がりをもち、市内を横断・縦断する道路・鉄道網の整備とともに市内全域に住宅地域が形成されています。

管轄区域に関する統計

区名	世帯数	人口	面積 (k m ²)	区名	世帯数	人口	面積 (k m ²)
西 区	32,689	83,012	29.14	桜 区	39,873	92,510	18.60
北 区	57,559	135,965	16.91	浦 和 区	62,820	145,038	11.51
大 宮 区	47,735	107,572	12.75	南 区	74,494	170,862	13.89
見 沼 区	62,725	155,073	30.63	緑 区	42,539	109,297	26.51
中 央 区	40,955	93,425	8.39	岩 槻 区	43,768	111,707	49.16
市 全 体	505,157	1,204,461	217.49				

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

(5) 事業予算及び手数料

事業予算

【歳入】

科目	平成 19 年度決算額	平成 20 年度予算額
保健衛生使用料	6,672 円	6,000 円
保健衛生手数料	40,120,550 円	33,807,000 円
衛生費雜入	360 円	1,000 円
合計	40,127,582 円	33,814,000 円

【歳出】

事業	平成 19 年度決算額	平成 20 年度予算額
動物愛護指導事業	32,143,769 円	35,385,000 円
センター管理運営事業	20,352,997 円	22,935,000 円
合計	52,496,766 円	58,320,000 円

手数料

【引取手数料】

犬	成犬（生後 90 日以上）	1 頭	2,000 円
	仔犬（生後 90 日未満）	10 頭単位	2,000 円
猫	成猫（生後 90 日以上）	1 匹	2,000 円
	仔猫（生後 90 日未満）	10 匹単位	2,000 円

【返還及び飼養にかかる費用】

返還に要する費用	1 頭（匹、羽）につき	3,500 円
飼養保管に要した費用	1 頭（匹、羽）につき 1 日	500 円

【動物取扱業登録等申請・特定動物飼養保管許可等申請】

動物取扱業登録・特定動物飼養	1 件につき 16,000 円
上記につき同時に申請されるもの	1 件につき 8,000 円
動物取扱業取扱責任者研修会受講料	1 人につき 3,000 円

第2章 事業の概要

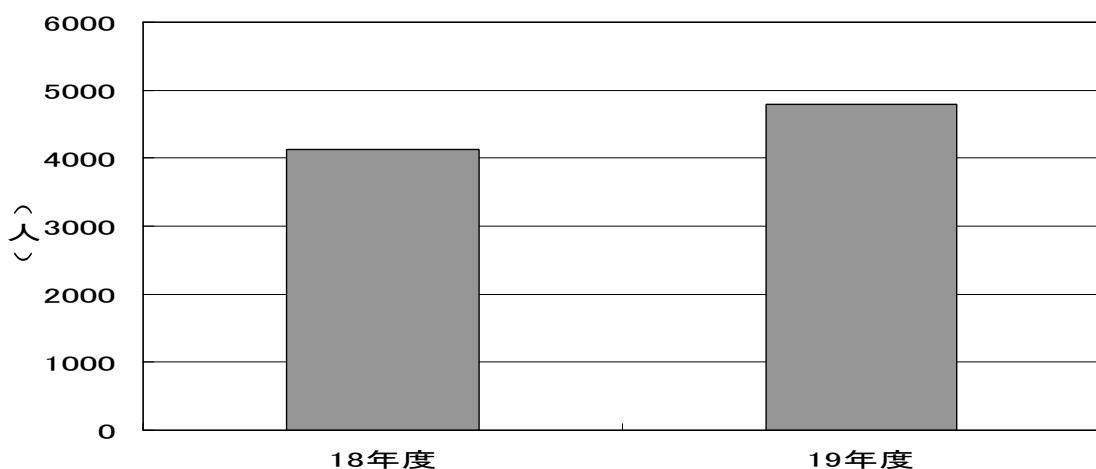
1：動物愛護啓発事業 (動物愛護精神と適正飼養の普及啓発)

(1) ふれあい事業実施状況

日常ふれあい



来館者を対象に、動物を飼うために必要なことや、動物の習性、正しい接し方を教えるとともに、動物とふれあうことにより動物が生きていることを感じ、命あるものを大切にする心を育てるよう、動物愛護精神の普及啓発に努めました。



来館者数の推移

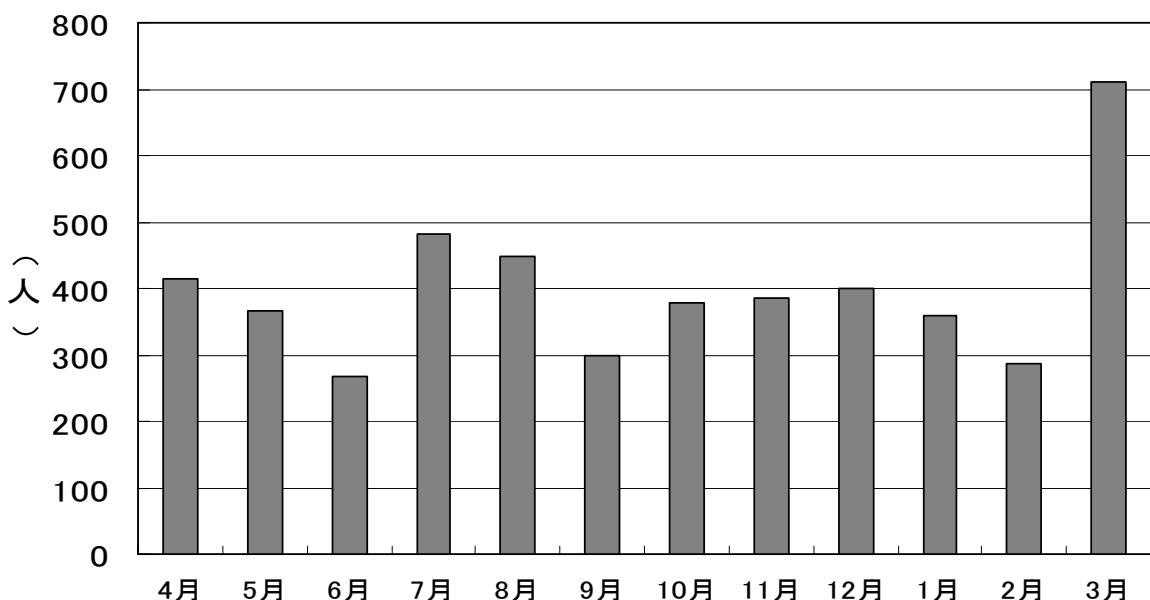


犬、ねこ、うさぎやモルモットとの
ふれあいを実施しました。

★月別ふれあい来館者数（団体を含む）

(単位：人)

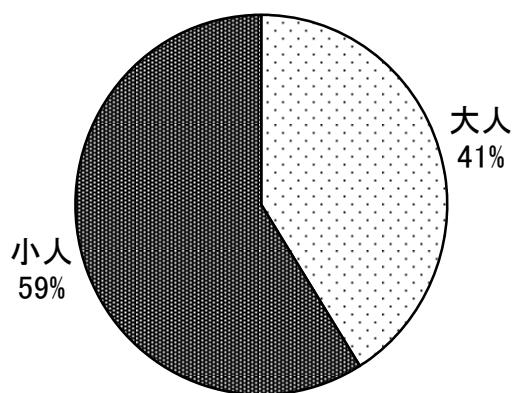
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
414	366	268	483	448	299	378	386	400	360	286	711	4,799



※このほか動物ふれあいフェスティバル（9月）での来館者 900 人

★来館者の世代別内訳

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来館者数（人）		414	366	268	483	448	299	378	386	400	360	286	711	4,799
内 訳	大人（人）	202	188	140	202	151	108	141	129	135	165	141	269	1,971
	小人（人）	212	178	128	281	297	191	237	257	265	195	145	442	2,828
開館日数（日）		24	23	26	25	27	23	25	24	22	23	24	25	291



※このほか動物ふれあいフェスティバル（9月）での来館者 900 人

いろんな人達がふれあいに来てくれました。
命の大切さを感じてくれました。



★土曜日、日曜日の来館者数

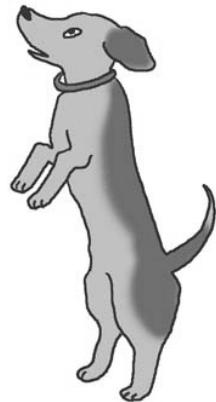
	土曜日	日曜日
来館者数（人）	1,475	1,789
開館日数（日）	49	49

※動物ふれあいフェスティバルの来館者数を除く

★団体ふれあい実施状況

事前に申込みのあった児童養護施設、児童相談所、幼稚園等については、団体ふれあい教室を実施しました。

団体数	参加人数
6団体	62人



(2) 職場体験教室実施状況

夏休み体験教室

夏休み期間中の小学5・6年生の児童を対象に、センターの施設を利用して動物の飼養管理や接し方等の体験をしてもらうとともに、命の大切さや動物の愛護・共生について学んでもらうこと目的に実施しました。



＜命の大切さについての講義＞

実施年月日	1回目 平成19年7月25日 2回目 平成19年8月1日
参加対象	さいたま市内の小学校5・6年生
参加人数	1回目 16人 2回目 16人
内容	講義 給餌、清掃 検査 グルーミング しつけ体験



＜清掃体験＞

中学生職場体験教室



<清掃体験>

さいたま市内の中学校で実施している3days職場体験により、中学生の受け入れを行いました。センターで行われている事業を、動物の飼養管理を中心に体験することで、動物を飼養することの楽しさや大変さ、適正な動物の飼い方、動物愛護精神、命を大切にすることを学んでもらいました。

実施年月日	学校名	人数
平成19年8月22日～8月24日	市立与野南中学校	6人
平成19年9月4日～9月6日	市立与野西中学校	4人
平成20年1月23日～1月25日	市立大久保中学校	4人



<しつけ体験>



<グルーミング体験>



清掃や動物の管理をすることによって、子供達
に動物との共生について考えてもらいました。

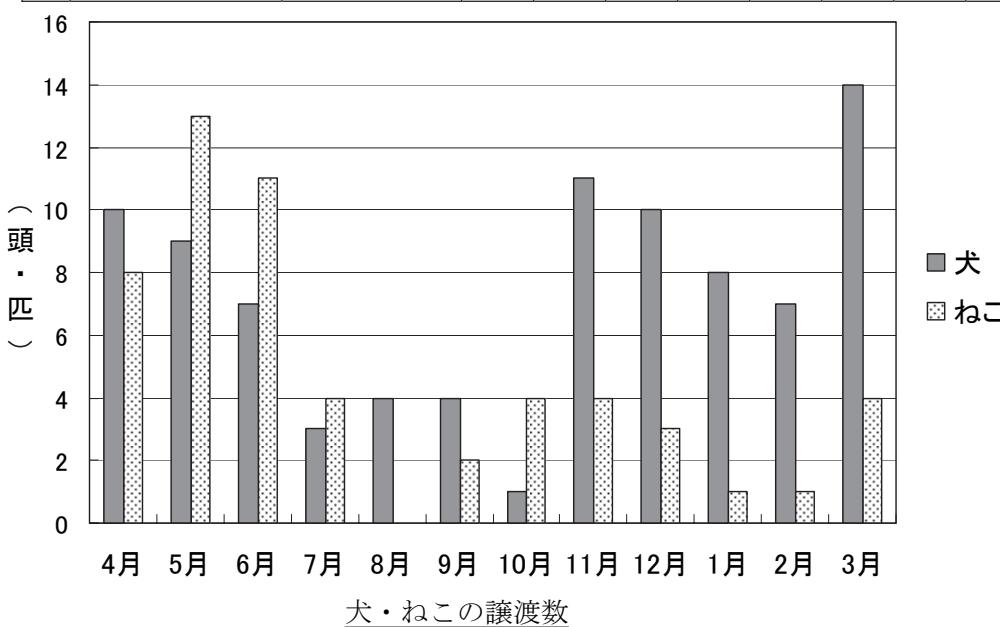
(3) 犬・ねこの譲渡事業実施状況

動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図ることを目的に、飼養希望者に対して譲渡を行いました。飼養希望者には、動物の習性・しつけ並びに関連法令等について講習会を実施し、模範的な飼い主になっていただくよう努めました。

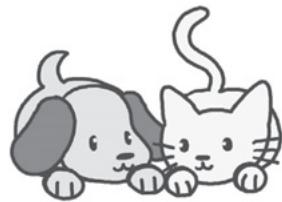


		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
犬	譲渡前講習会開催数（回）	1	1	1	1	2	1	1	0	1	1	1	1	12
	受講組数（組）	6	3	6	9	2	3	7	0	9	8	8	12	73
	受講者数（人）	10	4	11	16	3	6	11	0	13	16	22	18	130
	譲渡会開催数（回）	2	2	1	1	1	1	0	2	3	1	1	1	16
	譲渡者数（人）	10	9	6	3	4	4	1	7	9	6	5	10	74
	団体譲渡（組）	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	7
	譲渡数（頭）	子犬	8	6	5	1	3	2	0	6	5	3	4	54
		成犬	2	3	2	2	1	2	1	5	5	5	3	34
		計	10	9	7	3	4	4	1	11	10	8	7	88

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ね	譲渡前講習会開催数（回）	4	2	1	3	0	2	2	3	2	1	2	1	23
こ	受講組数（組）	12	8	9	4	0	3	3	3	4	2	4	4	56
	受講者数（人）	17	12	9	8	0	8	8	5	8	4	5	7	91
	譲渡会開催数（回）	4	2	1	3	0	2	2	3	2	1	2	1	23
	譲渡者数（人）	8	5	6	4	0	2	4	4	3	1	1	4	42
	団体譲渡（組）	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	譲渡数（匹）	子ねこ	6	12	10	4	0	2	4	3	3	1	1	49
		成ねこ	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	6
		計	8	13	11	4	0	2	4	4	3	1	1	55



■ 犬
■ ねこ



(4) 犬のしつけ方教室実施状況

犬の飼い主に正しい飼い方及びしつけ方を普及することにより、犬による人等への危害を防止することはもとより、人と犬が共存して生活できる豊かな地域社会を築くことを目的として行いました。



<実技講習>



<講義講習>

形式	回数	実施年月日	参加人数
講義形式	*1回目	平成19年9月23日	112人
	2回目	平成19年10月27日	60人
	3回目	平成20年1月27日	82人
	小計		254人
実技形式	1回目	平成19年6月9日	27人
	2回目	平成19年7月7日	19人
	3回目	平成19年10月20日	18人
	4回目	平成19年11月10日	21人
	小計		85人
合計			339人



※場所はすべて当センター

*講義形式の1回目は動物愛護週間事業で開催

(5) 動物ふれあいフェスティバル

9月20日から26日の「動物愛護週間」の期間中に動物愛護と適正飼養についての関心と理解を深めるため、「動物ふれあいフェスティバル」を実施しました。

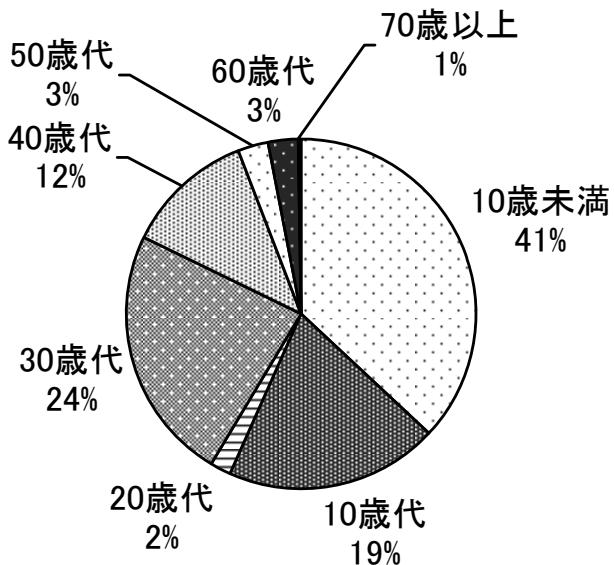


○開催日：平成19年9月23日（日）

○開催場所：さいたま市動物愛護ふれあいセンター

○来館者数：約900人

来館者世代別内訳



10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	アンケート回収数
207	109	11	133	67	15	16	1	559

来館者へのアンケート調査結果より

実施内容

常設コーナー

- ・パネル展示
(センター概要・マイクロチップ説明)
- ・スタンプラリー
- ・動物塗り絵、折り紙コーナー
- ・譲渡写真展示コーナー
- ・地域猫を知っていますか
- ・アトリエなす花
(皮・木・布製品の販売)
- ・ふわふわ (動物型遊具)



イベント

- ・警察犬デモンストレーション
- ・犬のしつけ方教室



ふれあいコーナー

- ・小動物ふれあいコーナー
- ・ねこのふれあいコーナー
- ・ふれあいアニマル写真館



協力団体



- ・さいたま市獣医師会

2：犬、ねこ等に関する事業

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
登録頭数	5,042	5,272	5,277	8,471	3,163	3,301	5,079	5,236	5,472	7,050	53,363
(うち新規登録頭数)	(394)	(594)	(646)	(678)	(306)	(247)	(546)	(519)	(496)	(674)	(5,100)
注射頭数	2,898	3,794	5,141	5,373	2,296	1,688	3,993	3,838	3,146	4,717	36,884

H19年7月末の時点で狂犬病予防注射を確認できなかった登録犬の飼い主に對し、狂犬病予防注射の督促状を送付しました。

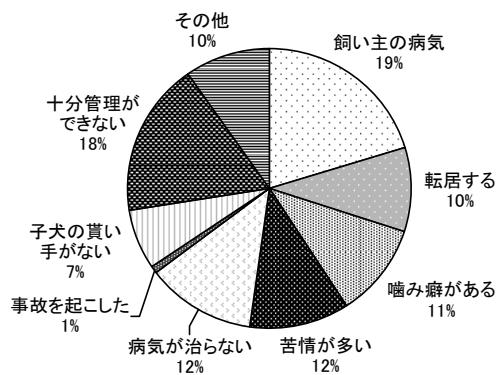
督促状通知数：19,020件



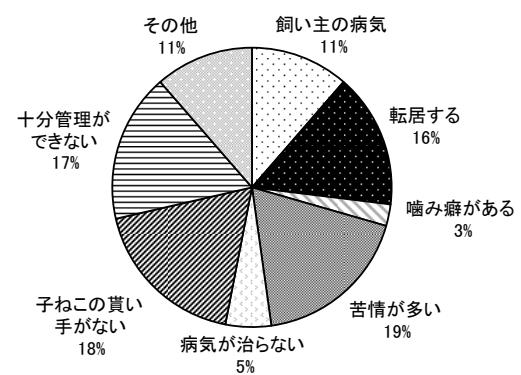
(2) 収容に係わる業務

野犬等による危害・被害を防止するため、住民等からの捕獲依頼に基づき迅速に対処しました。飼い主不明のねこについてはセンター窓口で引渡しを行いました（引渡し）。ケガあるいは病気によって動けなくなっている飼い主のわからない犬・ねこについて、発見者からの通報に基づき収容し、治療を行いました。飼い主が判明したものは、適正飼養について指導し、所定の手数料を徴収した後、直ちに返還しました。

やむを得ない事情で飼えなくなった犬・ねこについては、致死処分になることを十分に説明した上で、放置、捨て置きなどにより生じる問題を未然に防ぐ目的で、センター窓口にて引取りを行いました（引取り）。



飼えなくなった犬の引取り理由

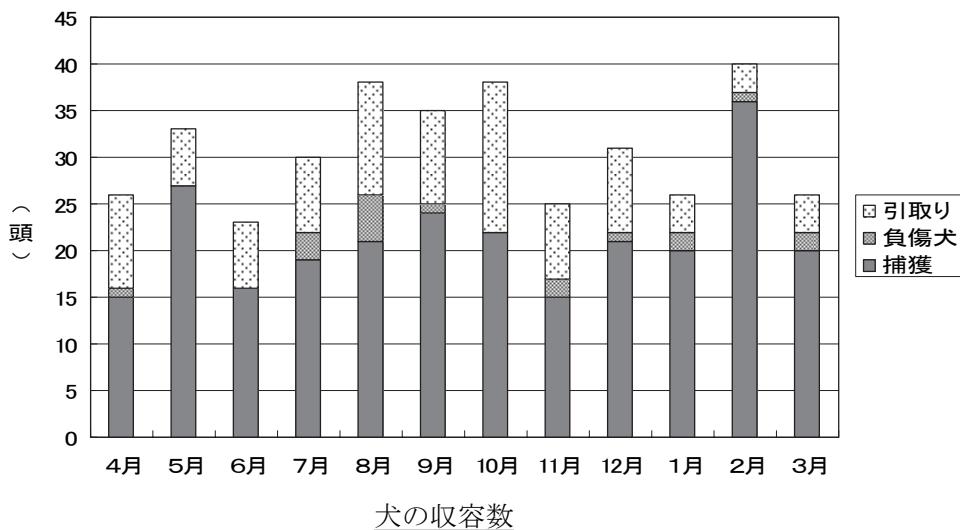


飼えなくなったねこの引取り理由

<犬の収容数および返還数>

(単位:頭)

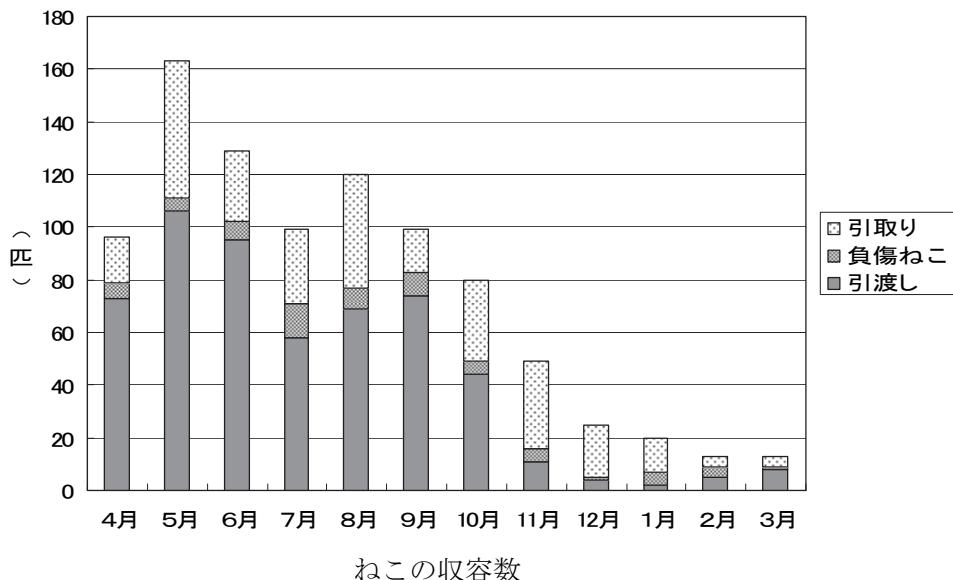
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
捕獲	15	27	16	19	21	24	22	15	21	20	36	20	256
負傷犬	1	0	0	3	5	1	0	2	1	2	1	2	18
引取り	10	6	7	8	12	10	16	8	9	4	3	4	97
計	26	33	23	30	38	35	38	25	31	26	40	26	371
返還数	4	7	4	3	9	3	3	3	9	13	6	3	67



<ねこの収容数および返還数>

(単位:匹)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
引渡し	73	106	95	58	69	74	44	11	4	2	5	8	549
負傷ねこ	6	5	7	13	8	9	5	5	1	5	4	1	69
引取り	17	52	27	28	43	16	31	33	20	13	4	4	288
計	96	163	129	99	120	99	80	49	25	20	13	13	906
返還数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1



(3) 動物の管理・処分業務

センターに収容された動物については、適正な飼養管理を行いました。

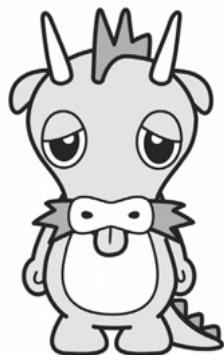
5日間の収容期限を過ぎても飼い主の判明しなかった犬・ねこ及び飼い主から引き取られた犬・ねこについては、新しい飼い主に譲渡するよう努め、引き取り手のないものは、最終的に麻酔注射及び炭酸ガスによる殺処分としました。

犬及びねこの処分状況

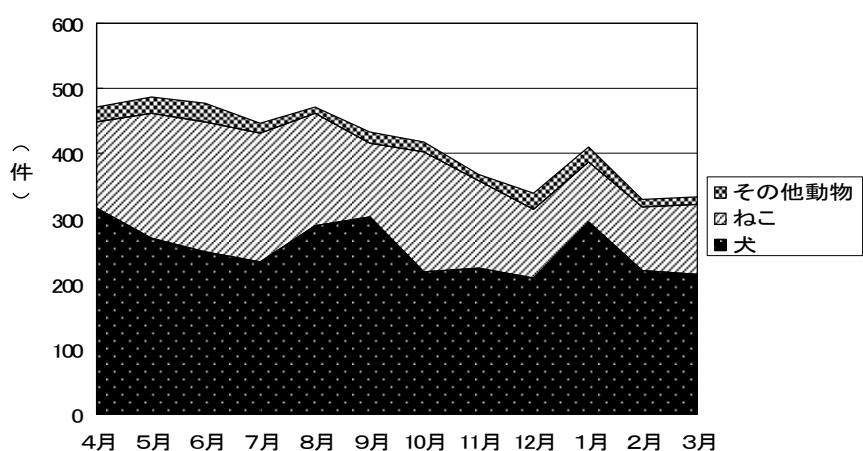
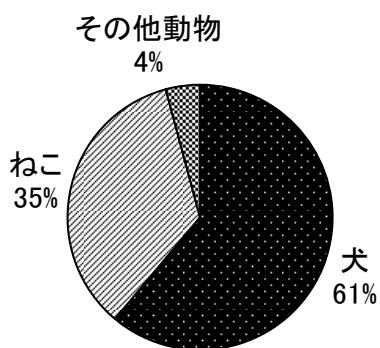
	譲渡	返還	殺処分	(うち麻酔)	(うちガス)	引取申請取下	収容後死亡等	計
犬 (頭)	88	67	203	(23)	(180)	1	8	367
ねこ (匹)	55	1	581	(223)	(358)	3	264	904

(4) 平成 19 年度の動物に関する相談

犬・ねこに関する窓口及び電話相談を行いました。犬・ねこの不適切な飼い方による事故及びトラブル等を防ぐために、適切な指導を現場、窓口、電話にて行いました。また、広報紙、リーフレット及びプレート等を活用して、正しい飼い方の啓発に努めました。



<動物別相談件数>



内訳

月別の推移

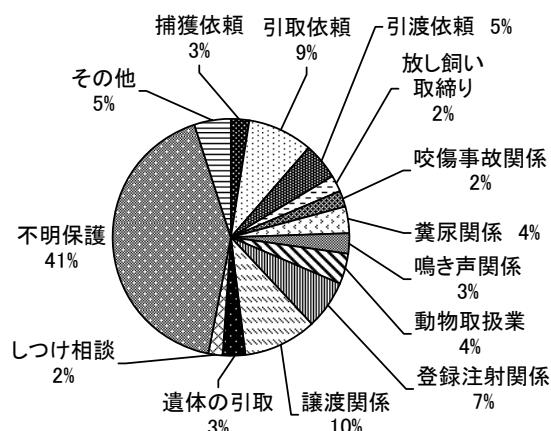
<犬に関する相談件数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
捕獲依頼	8	3	3	2	8	2	8	11	7	8	7	12	79
引取依頼	26	25	16	26	27	37	16	19	20	20	24	16	272
引渡依頼	8	18	18	14	14	17	10	8	7	20	11	6	151
放し飼い取締り	6	2	6	6	11	0	4	6	2	8	9	4	64
咬傷事故関係	12	6	4	5	5	2	12	4	5	2	8	7	72
糞尿関係	9	7	5	5	11	13	12	16	8	9	7	6	108
鳴き声関係	7	6	6	5	9	2	14	8	3	9	8	3	80
動物取扱業	12	31	14	9	11	1	12	16	6	4	8	8	132
登録注射関係	46	13	14	8	5	72	4	5	3	4	11	19	204
譲渡関係	23	24	19	24	17	28	15	14	24	40	31	46	305
遺体の引取	8	8	8	4	5	8	9	8	8	7	10	9	92
しつけ相談	8	4	11	2	4	2	4	1	5	2	4	8	55
不明保護	115	101	113	108	148	112	89	99	106	145	78	64	1,278
その他	29	22	13	15	14	7	9	10	5	18	4	7	153
計	317	270	250	233	289	303	218	225	209	296	220	215	3,045

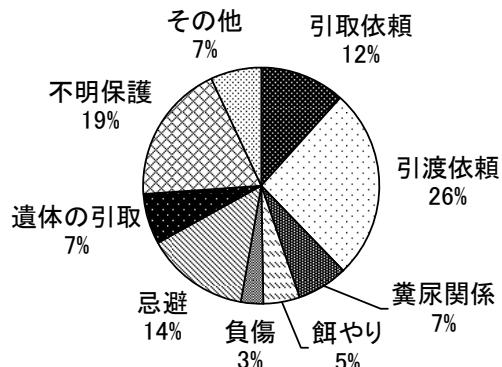
<ねこに関する相談件数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
引取依頼	9	16	51	24	11	13	29	17	6	10	8	6	200
引渡依頼	45	81	39	78	55	42	53	20	9	6	9	14	451
糞尿関係	11	9	2	10	16	9	17	10	13	5	12	6	120
餌やり	6	4	3	4	11	5	5	6	15	7	11	13	90
負傷	4	6	6	11	6	2	2	4	2	4	5	1	53
忌避	8	27	23	21	28	13	30	28	25	15	13	10	241
遺体の引取	6	7	16	14	12	6	14	11	8	13	6	10	123
不明保護	24	30	43	21	23	17	29	31	23	21	25	41	328
その他	18	12	15	16	11	6	6	7	4	11	9	7	122
計	131	192	198	199	173	113	185	134	105	92	98	108	1,728

犬に関する相談



ねこに関する相談



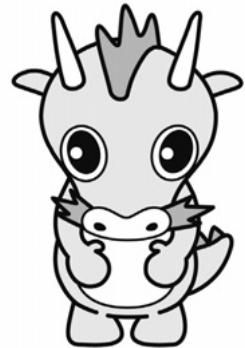
<その他動物に関する相談件数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	23	25	29	15	10	17	14	9	25	23	12	11	213

3：動物取扱業および特定動物に係わる事業

(1) 動物取扱業に関する業務

販売、保管、貸出し、訓練、及び展示の5業種いずれかの動物取扱業を営む場合、登録が義務付けられました。そのため登録事務並びに施設への立ち入り調査を行いました。

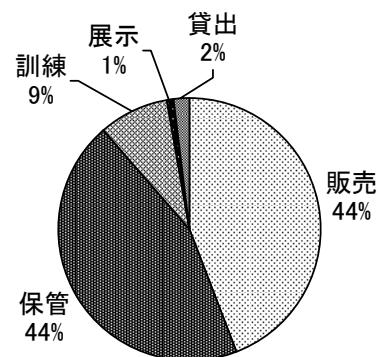
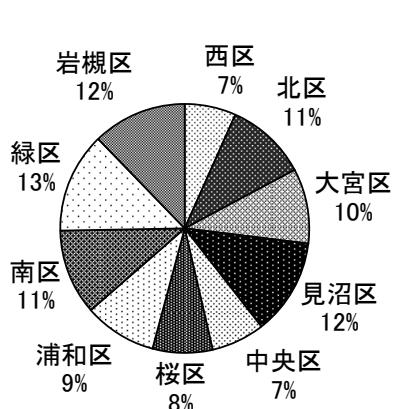


登録状況

★各区ごとの登録状況

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計	
施設数	17	27	25	32	18	20	24	28	34	31	256	
業種(件)	販売	13	14	15	20	9	13	14	13	12	23	146
	保管	6	15	16	19	11	10	14	21	21	13	146
	訓練	1	5	3	5	1	3	3	1	6	1	29
	展示	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3
	貸出	0	0	3	0	1	0	0	1	1	0	6
	計	20	34	38	44	22	26	31	36	42	37	330

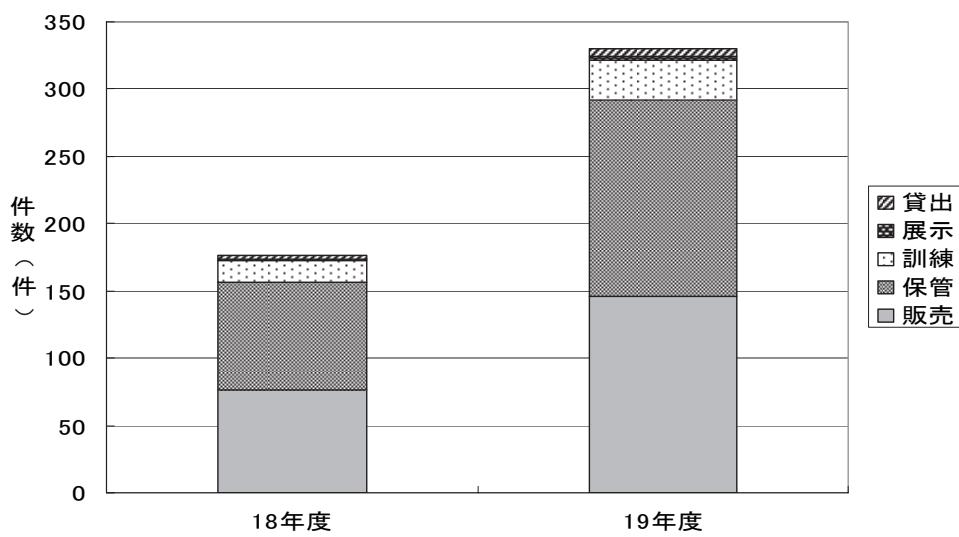
(平成20年3月31日現在)



★新規登録状況

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数	11	10	11	13	9	11	14	12	17	13	121
業種 (件)	販売	8	6	7	10	5	6	6	7	6	70
保管	4	4	5	6	6	6	8	9	12	6	66
訓練	1	2	2	1	0	2	1	0	2	1	12
展示	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
貸出	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	4
計	13	12	17	17	12	14	15	16	22	16	154

(平成 20 年 3 月 31 日現在)



動物取扱責任者研修会

登録している動物取扱業者に設置された動物取扱責任者に対し、動物取扱責任者研修会を実施しました。

回数	実施年月日	人数
1回目	平成 19 年 6 月 28 日	80 名
2回目	平成 19 年 6 月 30 日	33 名
3回目	平成 19 年 11 月 29 日	62 名
4回目	平成 19 年 12 月 1 日	34 名
5回目	平成 20 年 2 月 27 日	15 名
合計		224 名

※場所は全て動物愛護ふれあいセンター

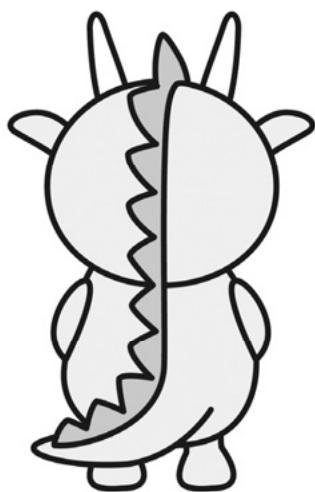
(2) 特定動物の飼養・保管許可状況

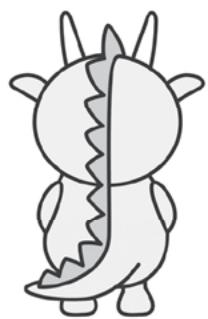
特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）を飼養又は保管しようとする場合、許可が必要です。そのため、飼養者及びその施設に対して、飼養管理及び危害防止等の指導を実施するとともに、施設の確認検査を行い、安全確保と適正飼養の指導に努めました。

許可状況

許可施設数	6	
飼養・保管頭数（合計）	21	
内訳	ツキノワグマ	2
	ブチハイエナ	4
	ニホンザル	7
	サバンナモンキー	2
	クロクモザル	1
	ワニガメ	3
	ミシシッピーアリゲーター	1
	インドニシキヘビ	1

(平成 20 年 3 月 31 日現在)





さいたま市保健福祉局保健部 動物愛護ふれあいセンター Animal Management & Welfare center
TEL : 048-840-4150 FAX : 048-840-4159 〒338-0812 さいたま市桜区大字神田950-1
